

4 学校再開に向けた対応

災害発生後は、できるだけすみやかに学校教育の再開・復旧が行われるように努める。

【復旧時の学校の役割】

- i 教育活動の早期再開・復旧に向けての取組
- ii 児童生徒の心のケア
- iii 施設管理者としての避難所運営への協力

(1) 教育再開への取組

① 被災直後の学校における被災状況の把握および対応

- ・教職員の被災状況を把握する。
- ・学校施設・設備の安全点検を行う。
→ライフライン（水、電気、ガス等）、理科室など特別教室の危険物
- ・安全点検の結果、問題がある箇所については、応急的な処置を実施するとともに、関係機関に依頼し、早期復旧に努める。（ガスは元栓を締めて、ガス会社の点検を待つ。電気製品は、停電が復旧するまで、コンセントを抜いておく）
- ・教育委員会と連絡をとり、被害状況および教育再開に必要な施設・設備、人員について報告する。
- ・災害規模や程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請する。被害の程度によっては、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
- ・校舎等への浸水があった場合は、清掃・消毒を実施する。
- ・復旧にあたり、人員が必要な場合、教育委員会、ボランティアセンター（災害発生時に開設される場合がある）等と連絡をとり、確保に努める。

② 児童生徒の被災状況の把握および対応

- ・教職員はできるだけ速やかに家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童生徒の正確な被災状況の把握に努める。

【把握する事項の例】

- ・児童生徒の避難先、連絡方法、家族の状況、健康状態、住居の被災状況、教科書学用品等の被害の有無、転出の希望の有無

- ・PTAに児童生徒の安否・所在の確認、学区内の被災状況の情報提供、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品などの支給等について協力依頼をする。
 - ・主要施設、避難所等において看板・掲示板等で情報提供の依頼をする。
 - ・児童生徒のうち、避難のため他府県等に転出する場合は、学校へ事前に連絡させるとともに、転出後は、その転出先の学校との情報交換を密にし、心のケアについても十分配慮する。
- ※ 児童生徒の学習の遅れを取り戻すために、近隣の大学と連携をとり、学生によるスクールサポート制度やボランティア募集などを依頼

(2) 教育再開の決定

- ① 校長は、学校施設、教職員、児童生徒、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、教育再開の時期を決定する。
 - ② 児童生徒および保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、ホームページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。
 - ③ 学校が避難所となった場合、避難者には、避難所運営と教育再開が並行して行われることを事前に周知しておく。
- ※ 教育再開は、教育委員会と十分に連携し、実施する。

(3) 教科書・学用品等の調達

- ① 児童生徒が必要とする教科書等の供給を受け入れられるよう、被害状況の正確な把握を行う。
- ② 災害救助法が適用された場合

【対象者】

- ・災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失またはき損し、しかも流通機構等の一時的混乱により資力の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒

【学用品の給与】

- ・被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと
ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 エ その他の学用品

(4) 学校再開に向けた基本対応フロー〔例〕



留 意 事 項

